

# 兵庫県公報

令和6年11月12日 火曜日 第566号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

### 告 示

	ページ
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の指定（地域福祉課）	1
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の廃止、変更及び休止の届出（同）	2
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定施術機関の指定（同）	3
○ 救急病院の認定（医務課）	4
○ 緊急防災工事計画の決定及び関係書類の縦覧（農地整備課）	4
○ 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水大気課）	5
○ 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定（同）	7
○ 同 上（同）	7
○ 同 上（同）	7
○ 電線共同溝を整備すべき道路の指定（道路企画課）	7
○ 平成17年兵庫県告示第271号の3（長期継続契約を締結することができる契約）の一部改正（会計課）	8

### 公 告

○ 県有地の一般競争入札による売払い（管財課）	8
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（都市計画課）	10
○ 同 上（同）	11
○ 同 上（同）	12
○ 随意契約の相手方等の公示（物品管理課）	13
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（東播磨県民局）	13
○ 同 上（北播磨県民局）	14
○ 同 上（同）	14
○ 県有地の一般競争入札による売払い（西播磨県民局）	14

## 告 示

### 兵庫県告示第994号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療を担当する機関を次のとおり指定した。

令和6年11月12日

兵庫県知事職務代理者

兵庫県副知事 服部洋平

指定医療機関

名称	所在地	指定年月日
まつもと耳鼻咽喉科	芦屋市三条南町13番16号ソレイユ芦屋201号	令和6年9月1日
阪急伊丹くまがい内科皮膚科	伊丹市西台1-5-21伊丹くれたけビル1階	同 年10月1日
進藤医院	同 市荒牧南2-8-19号2階	同 年9月1日

はっとり歯科・小児矯正歯科	同 市山田5-1-13	同 年9月2日
加古川駅前矯正歯科	加古川市加古川町寺家町621 JAビル2F	同 年7月1日
ふじ薬局 浜の宮店	同 市尾上町口里814-34	同 年9月1日
ふじ薬局 野口店	同 市野口町野口220-1	同
訪問看護ステーションLino	同 市尾上町安田105-5	同
ふじ薬局尾崎店	赤穂市尾崎3158-81	同
ふじ薬局さこし店	同 市浜市196-6	同
ふじ薬局	同 市板屋町377-2	同
夢愛骨・関節スポーツクリニック	三木市志染町西自由が丘1-325	同
あん川西訪問看護ステーション	川西市美園町13-4-102号	同
おのころクリニック	南あわじ市山添164-2	令和6年10月1日
ひろた調剤薬局	同 市広田広田865-3	同 年9月1日
大正屋薬局	同 市榎列掃守20-1	同
和田山調剤薬局	朝来市和田山町東谷213-23	同
たけだ調剤薬局	同 市和田山町竹田697-5	同
医療法人社団兵庫青山会青山ファミリークリニック(歯科)	宍粟市山崎町金谷96-1	令和6年9月2日



**兵庫県告示第995号**

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により、次の指定医療機関から廃止、変更及び休止の届出があった。

令和6年11月12日

兵庫県知事職務代理者

兵庫県副知事 服部 洋平

1 廃止の届出があった指定医療機関

名称	所在地
訪問ステーションてととと洲本	洲本市納字波毛22-1
まつもと耳鼻咽喉科	芦屋市三条南町13-16ソレイユ芦屋201
芦屋川眼科	同 市西山町11-18 CH.158 3階
サン薬局南本町店	伊丹市南本町7-1-15
ふじ薬局 野口店	加古川市野口町野口220-1
ふじ薬局 浜の宮店	同 市尾上町口里814-34
ふじ薬局	赤穂市板屋町377-2
ふじ薬局 さこし店	同 市浜市196-6
ふじ薬局 尾崎店	同 市尾崎3158-6

整形外科リウマチ科夢愛クリニック	三木市志染町西自由が丘1-840
医療法人協和会 協立病院	川西市中央町16-5
医療法人協和会 看護小規模多機能型居宅介護 スミスの母里	同 市火打1-24-14-2号
ひろた調剤薬局	南あわじ市広田広田865-3
大正屋薬局	同 市榎列掃守20-1
和田山調剤薬局	朝来市和田山町東谷213-23
たけだ調剤薬局	同 市和田山町竹田697-5
姫路医療生協訪問看護ステーション太子	揖保郡太子町立岡115-7

2 名称等の変更の届出があった指定医療機関

名称	所在地	変更内容
エスペランザ訪問看護リハビリステーション	芦屋市宮川町8-8	所在地
桜丘訪問看護ステーション	西脇市黒田庄町田高326-1	同上

3 休止の届出があった指定医療機関

名称	所在地
足立こどもクリニック	伊丹市荻野西2-1-37
松浦クリニック	加古川市尾上町長田517-48
医療法人愛光会宝塚清光クリニック	宝塚市仁川団地4-14



兵庫県告示第996号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、施術を担当する機関を次のとおり指定した。

令和6年11月12日

兵庫県知事職務代理者

兵庫県副知事 服部 洋平

指定施術機関

施術者の氏名	施術者の住所又は施術所及び所在地	指定年月日
乾 康敏	伊丹市西台1-7-10-606	令和6年9月17日
早川 大地	加古川市野口町長砂762-1 アバンツァート長砂B棟102	同 月11日
山田 大輔	川西市大和東1-50-4 井上タウンハウスB	同 月13日



**兵庫県告示第997号**

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条の規定により、申出（有効期限の更新）のあった次の医療機関を救急病院と認定した。

令和6年11月12日

兵庫県知事職務代理者  
兵庫県副知事 服部 洋平

名 称 足立病院  
所在地 神戸市西区伊川谷町有瀬696番地2  
認定年月日 令和6年10月25日  
認定の有効期限 令和9年10月24日



**兵庫県告示第998号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の4第1項の規定により、次の県営土地改良事業を行うため、緊急防災工事計画を令和6年10月29日に定めたので、緊急防災工事計画書の写しを縦覧に供する。

この計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して審査請求をすること、及びこの計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

なお、審査請求のみをした場合には、この計画の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

令和6年11月12日

兵庫県知事職務代理者  
兵庫県副知事 服部 洋平

事業名	地区名	縦覧の期間	縦覧の場所
農村地域防災減災事業	西相野地区	令和6年11月12日から 同年12月2日まで	三田市役所



**兵庫県告示第999号**

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和6年11月12日

兵庫県知事職務代理者

兵庫県副知事 服部 洋平

1 申請の概要

(1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名

東洋紡エムシー株式会社高砂工場

高砂市曾根町2900

工場長 奥田 正浩

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

東洋紡エムシー株式会社高砂工場

高砂市曾根町2900

(3) 特定施設に関する事項

種 類	71号の6 ジクロロメタンの蒸留施設（No. 1）	71号の6 ジクロロメタンの蒸留施設（No. 2）			
能 力	容量6,000 L	伝熱面積15.5m <sup>2</sup>			
工 事 着 手 予 定 年 月 日	既設	同 左			
工 事 完 成 予 定 年 月 日	既設	同 左			
使 用 開 始 予 定 年 月 日	許可後	同 左			
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	24時間連続	同 左			
使用時間の季節的変動の概要	なし	同 左			
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	区 分	通常	最大	通常	最大
	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	100,000	100,000	100,000	100,000
	ジクロロメタン (単位 mg/L)	107,000,000	107,000,000	107,000,000	107,000,000
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m <sup>3</sup> /日)	0.11	0.11	0.11	0.11	

備考 汚水等は焼却処理又は外部委託処理するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期間 令和6年11月12日から同年12月3日まで

(2) 場所 兵庫県環境部水大気課及び高砂市生活環境部環境経済室環境政策課

71号の6 ジクロロメタンの蒸留施設 (No. 3)	
容量4,000L	
同 左	
同 左	
同 左	
同 左	
同 左	
通常	最大
100,000	100,000
107,000,000	107,000,000
0.11	0.11



**兵庫県告示第1000号**

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

令和6年11月12日

兵庫県知事職務代理者  
兵庫県副知事 服部 洋平

- 1 指定する区域  
高砂市荒井町新浜二丁目2758番45の一部
- 2 特定有害物質の名称  
鉛及びその化合物、砒素<sup>ひそ</sup>及びその化合物並びにふっ素<sup>ふそ</sup>及びその化合物



**兵庫県告示第1001号**

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

令和6年11月12日

兵庫県知事職務代理者  
兵庫県副知事 服部 洋平

- 1 指定する区域  
高砂市荒井町新浜二丁目2763番の一部
- 2 特定有害物質の名称  
鉛及びその化合物、砒素<sup>ひそ</sup>及びその化合物並びにふっ素<sup>ふそ</sup>及びその化合物
- 3 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第58条第5項第12号に該当



**兵庫県告示第1002号**

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

令和6年11月12日

兵庫県知事職務代理者  
兵庫県副知事 服部 洋平

- 1 指定する区域  
加古郡播磨町本荘字宮ノ東1500番2の一部
- 2 特定有害物質の名称  
水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素<sup>ひそ</sup>及びその化合物並びにふっ素<sup>ふそ</sup>及びその化合物
- 3 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第58条第5項第12号に該当



**兵庫県告示第1003号**

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のとおり指定した。

その関係図書は、令和6年11月12日から2週間、兵庫県土木部道路企画課において一般の縦覧に供する。

令和6年11月12日

兵庫県知事職務代理者  
兵庫県副知事 服部 洋平

道路の種類	路線名	区間	指定の部分	備考
一般国道	426号	豊岡市中陰字川西279番3から 同 市上陰字内田208番1まで	上下線	



**兵庫県告示第1004号**

平成17年兵庫県告示第271号の3（長期継続契約を締結することができる契約）の一部を次のように改正する。

令和6年11月12日

兵庫県知事職務代理者

兵庫県副知事 服部 洋平

本文中47の次に次のように加える。

48 公文書保管管理業務委託契約

**公 告**

**県有地の一般競争入札による売払い**

県有地を一般競争入札により売り払うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

令和6年11月12日

兵庫県知事職務代理者

兵庫県副知事 服部 洋平

1 入札に付する県有地

売払物件

物件番号	所在地	面積 (㎡)	地目
8	神戸市須磨区白川台一丁目26番4	342.87	宅地
9	神戸市北区小倉台2丁目10番53, 10番54	318.98	宅地
10	三田市大原梅ノ木1546番11, 1546番33	849.03	宅地
11	たつの市新宮町新宮字元町1057番4	388.24	宅地
12	宍粟市山崎町須賀澤字上大坪140番7ほか	483.79	宅地

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる者以外の者であること。

- (1) 成年被後見人
- (2) 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (3) 民法（明治29年法律第89号）第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (4) 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法第11条に規定する準禁治産者
- (5) 民法第6条第1項の規定による営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (6) 破産者で復権を得ない者
- (7) 兵庫県における不動産の売却に係る契約手続において次の事項に該当すると認められる者で、その事実があった後、2年間を経過しない者

なお、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

ア 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

イ 落札者が契約を締結すること又は契約の相手方が契約を履行することを妨げた者

ウ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

エ 前記アからウまでのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(8) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者

(9) 売払物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供しようとする者

(10) 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）に基づくところの破壊的団体及び当該団体の役員又は構成員

### 3 契約条項を示す場所

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県総務部職員局管財課財産管理班

### 4 入札参加申込用紙の配布場所及び配布期間並びに申込場所及び申込期間

#### (1) 配布場所及び申込場所

前記3に同じ。

#### (2) 配布期間及び申込期間

令和6年11月12日（火）から同年12月10日（火）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第2条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前9時から午後5時まで（郵送の場合は、一般書留又は簡易書留により送付し、期間内に前記3の場所に必着のこと。）

### 5 入札の方法、場所及び受付期間

#### (1) 方法

入札書は所定の様式により郵送にて受け付ける（持参可）。

#### (2) 場所

前記3に同じ。

#### (3) 受付期間

令和6年12月11日（水）から令和7年1月14日（火）まで（県の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（郵送の場合は、一般書留又は簡易書留により送付し、期間内に前記3の場所に必着のこと。）

### 6 開札の場所及び日時

#### (1) 場所

神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県総務部職員局管財課財産管理班（詳細は、入札参加申込者に別途連絡する。）

#### (2) 日時

令和7年1月16日（木）午後2時から

### 7 入札保証金

(1) 入札保証金の額は、入札金額の100分の5以上の額とする。

(2) 入札保証金は、入札の受付期間中に金融機関から指定口座へ振り込むこと。

### 8 入札に関する条件

(1) 入札書を所定の日時までに提出していること。

(2) 所定の額の入札保証金が納付されていること。

(3) 入札者が同一事項について2通以上した入札でないこと。

(4) 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

(5) 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

(6) 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

### 9 入札の無効

入札参加資格がない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

10 入札についての照会先

兵庫県総務部職員局管財課財産管理班  
電話 (078) 362-3111



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

ついては、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和6年11月12日

兵庫県知事職務代理者

兵庫県副知事 服部 洋平

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 マックスバリュ熊見店  
所在地 姫路市勝原区熊見字西ノホダ82-1ほか

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
ウエルシア薬局株式会社	東京都千代田区外神田二丁目2番15号	田中 純一
株式会社フジ	愛媛県松山市宮西一丁目2番1号	山口 普
株式会社万富	揖保郡太子町糸井296番地の2	寺田 博俊
堀田 正	姫路市勝原区宮田315番地1	

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
ウエルシア薬局株式会社 外3者	東京都千代田区外神田二丁目2番15号	松本 忠久

イ 変更後

名称	住所	代表者の氏名
ウエルシア薬局株式会社 外3者	東京都千代田区外神田二丁目2番15号	田中 純一

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
マックスバリュ西日本株式会社	広島市南区段原南一丁目3番52号	平尾 健一
ウエルシア薬局株式会社 外2者	東京都千代田区外神田二丁目2番15号	松本 忠久

イ 変更後

名称	住所	代表者の氏名
株式会社フジ	愛媛県松山市宮西一丁目2番1号	山口 普
ウエルシア薬局株式会社 外2者	東京都千代田区外神田二丁目2番15号	田中 純一

4 変更年月日

令和6年3月1日

5 届出年月日

令和6年9月17日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県まちづくり部都市計画課及び中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第1課

(2) 縦覧期間

令和6年11月12日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和7年3月12日

(2) 提出先

兵庫県まちづくり部都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



**大規模小売店舗の変更に関する届出**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

ついては、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和6年11月12日

兵庫県知事職務代理者

兵庫県副知事 服部 洋平

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 加古川水足ショッピングタウン

所在地 加古川市野口町水足560-11ほか

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
株式会社フジ	愛媛県松山市宮西一丁目2番1号	山口 普
株式会社ナフコ	北九州市小倉北区魚町二丁目6番10号	石田 卓巳
ウエルシア薬局株式会社	東京都千代田区外神田二丁目2番15号	田中 純一

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
ウエルシア薬局株式会社 外2者	東京都千代田区外神田二丁目2番15号	松本 忠久

イ 変更後

名称	住所	代表者の氏名
ウエルシア薬局株式会社 外2者	東京都千代田区外神田二丁目2番15号	田中 純一

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
マックスバリュ西日本株式会社	広島市南区段原南一丁目3番52号	平尾 健一
ウエルシア薬局株式会社 外2者	東京都千代田区外神田二丁目2番15号	松本 忠久

イ 変更後

名称	住所	代表者の氏名
株式会社フジ	愛媛県松山市宮西一丁目2番1号	山口 普

ウエルシア薬局株式会社  
外2者

東京都千代田区外神田二丁目2番15号

田中純一

4 変更年月日

令和6年3月1日

5 届出年月日

令和6年9月17日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県まちづくり部都市計画課及び東播磨県民局加古川土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

令和6年11月12日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和7年3月12日

(2) 提出先

兵庫県まちづくり部都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



**大規模小売店舗の変更に関する届出**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項及び第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

ついては、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和6年11月12日

兵庫県知事職務代理者

兵庫県副知事 服部洋平

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 カワベ姫路城東店

所在地 姫路市城東町字五反田66番1ほか

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
株式会社カワベ	相生市大島町1番12号	川辺大介

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ア 変更前

(仮称) カワベ姫路城東店

イ 変更後

カワベ姫路城東店

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

ア 変更前

開店時刻	閉店時刻
午前9時	午後9時

イ 変更後

開店時刻	閉店時刻
午前9時	午後9時30分

(3) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

ア 変更前



兵庫県副知事 服部 洋平

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
高砂市伊保崎六丁目89番1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
姫路市辻井一丁目1番23号  
株式会社赤鹿地所 代表取締役 赤鹿 保生
- 3 許可年月日及び許可番号  
令和6年8月7日  
兵庫県指令東播（加土）（建）第1-45-2号（5高砂）



**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和6年11月12日

兵庫県知事職務代理者  
兵庫県副知事 服部 洋平

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
西脇市富吉南町字下ノ山249番55の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
西脇市富吉南町174番地  
西脇市富吉南町 区長 杉本 昌久
- 3 許可年月日及び許可番号  
令和6年9月17日  
兵庫県指令北播（加土）（建）第1-1-2号（6西脇）



**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和6年11月12日

兵庫県知事職務代理者  
兵庫県副知事 服部 洋平

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
三木市鳥町字大二271番1、272番1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
三木市鳥町271番地  
株式会社ドウカン 代表取締役 岡島 正造
- 3 許可年月日及び許可番号  
令和6年10月15日  
兵庫県指令北播（加土）（建）第1-5号（6三木）



**県有地の一般競争入札による売払い**

県有地を一般競争入札により売り払うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

令和6年11月12日

契約担当者  
兵庫県西播磨県民局長 城下 隆広

- 1 入札に付する県有地  
売払物件

物件番号	所在地	面積(m <sup>2</sup> )	地目
西播磨1	相生市垣内町1167番3	24.57	宅地

## 2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる者以外の者であること。

- (1) 成年被後見人
- (2) 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (3) 民法（明治29年法律第89号）第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (4) 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法第11条に規定する準禁治産者
- (5) 民法第6条第1項の規定による営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (6) 破産者で復権を得ない者
- (7) 兵庫県における不動産の売却に係る契約手続において次の事項に該当すると認められる者で、その事実があった後、2年間を経過しない者  
 なお、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。  
 ア 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者  
 イ 落札者が契約を締結すること又は契約の相手方が契約を履行することを妨げた者  
 ウ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者  
 エ 前記アからウまでのいずれかに該当する事実があった後2年間を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (8) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者
- (9) 売払物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供しようとする者
- (10) 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）に基づくところの破壊的団体及び当該団体の役員又は構成員

## 3 契約条項を示す場所

〒678-1205 赤穂郡上郡町光都2丁目25番地

兵庫県西播磨県民局総務企画室総務防災課（財務担当）

## 4 入札参加申込用紙の配布場所及び配布期間並びに申込場所及び申込期間

- (1) 配布場所及び申込場所  
前記3に同じ。
- (2) 配布期間及び申込期間  
令和6年11月12日（火）から同年12月11日（水）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第2条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前9時から午後5時まで（郵送の場合は、一般書留又は簡易書留により送付し、期間内に前記3の場所に必着のこと。）

## 5 入札の方法、場所及び受付期間

- (1) 方法  
入札書は所定の様式により郵送にて受け付ける（持参可）。
- (2) 場所  
前記3に同じ。
- (3) 受付期間

令和6年12月12日（木）から同月26日（木）まで（県の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（郵送の場合は、一般書留又は簡易書留により送付し、期間内に前記3の場所に必着のこと。）

6 開札場所及び日時

(1) 場所

赤穂郡上郡町光都2丁目25番地  
兵庫県西播磨県民局総務企画室

(2) 日時

令和7年1月6日（月）午前10時から

7 入札保証金

(1) 入札保証金の額は、入札金額の100分の5以上の額とする。

(2) 入札保証金は、入札の受付期間中に金融機関から指定口座へ振り込むこと。

8 入札に関する条件

(1) 入札書を所定の日時までに提出していること。

(2) 所定の額の入札保証金が納付されていること。

(3) 入札者が同一事項について2通以上した入札でないこと。

(4) 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

(5) 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

(6) 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

9 入札の無効

入札参加資格がない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

10 入札についての照会先

兵庫県西播磨県民局総務企画室総務防災課（財務担当）  
電話（0791）58—2108